資料２

志賀町地域公共交通活性化協議会設置に至る経緯等について

～志賀町地域公共交通政策推進体制の強化に向けて～

	道路運送法に基づく **地域公共交通会議**	地域公共交通活性化再生法に基づく **法定協議会**
平成18年10月	**道路運送法の改正**により、地域公共交通会議の設置が可能になり、地域公共交通のニーズに即した運行形態やサービス水準等について協議ができるようになる。	
平成19年2月	**地域公共交通会議の設置**	
平成19年10月		**活性化再生法の施行**により、地域公共交通のあり方や活性化方策の協議ができる体制が強化される。（対象：バス、タクシーに加え、鉄軌道や船舶等追加）
平成26年11月		**活性化再生法の改正**により、**交通政策基本法の基本理念**にのっとり、持続可能な地域公共網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための取組を推進する旨や、まちづくりと一体となった公共交通の再編を追加。
平成29年9月15日	**地域公共交通会議の廃止**	
平成29年9月15日	**志賀町地域公共交通活性化協議会の設置** 志賀町地域公共交通活性化協議会要綱の制定 ・業務＝地域公共交通会議＋法定協議会　・事務局、公印をもつ ・委員＝地域公共交通会議委員＋新委員　・幹事会、分科会を設けることができる　等	
平成29年9月～ 平成31年3月	協議会開催、アンケート調査・分析、新たな交通の実証実験、パブリックコメント等	
平成31年3月	**地域公共交通網形成計画策定**	
平成31年度～	地域公共交通網形成計画に基づく事業実施	